

夜間対応型訪問介護

基本部分 ()内旧単位			高齢者虐待 防止措置 未実施減算	業務継続 未策定減算	24 時間通報 対応加算	中山間地域等にかかる加算	同一建物減算 ※
夜間対応型訪問介護費 (I)	基本夜間対応型訪問介護費 (1月につき)	989 単位 (1,025)	-1/100	-1/100	610 単位	特別地域加算 +15/100 中山間地域等における 小規模事業所加算 +10/100 中山間地域等に居住する者への サービス提供加算 +5/100	事業所と同一 建物又は同一 建物 50人以上 ×90/100 事業所と同一 建物 50人以上 ×85/100
	定期巡回サービス費 (1回につき)	372 単位 (386)					
	随時訪問サービス費 (1回につき)	567 単位 (588)					
	(II)	764 単位 (792)					

※ 事業所と同一の建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者にサービスを行う場合
なお、本減算を算定する際は、支給限度額を算出する折に当該減算前の単位数を算入

支給限度額管理対象外

加算名		単位数	
		1日 につき	1回 につき
認知症専門ケア加算 (基本夜間対応型訪問介護費を除く)	(I)	3 単位	●
	(II)	4 単位	●
サービス提供体制強化加算 (基本夜間対応型訪問介護費を除く)	(I)	22 単位	●
	(II)	18 単位	●
	(III)	6 単位	●

介護職員処遇改善加算は「0. 共通事項」参照

各種加算の改定点（夜間対応型訪問介護）

名称	詳細
(変更) 認知症専門ケア加算	<p>別に厚生労働大臣が定める以下の基準に適合しているものとして市町村長に届け出た事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して専門的な認知症ケアを行った場合に加算します。</p> <p>イ 認知症専門ケア加算(I)：次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 事業所における利用者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者（以下「対象者」という。）の占める割合が50%以上であること。</p> <p>(2) 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、事業所における対象者の数が20人未満である場合にあっては1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては1に対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。</p> <p>(3) 事業所の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的 に開催していること。</p> <p>ロ 認知症専門ケア加算(II)：次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) イ(2)及び(3)の基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(2) 事業所における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が20%以上であること。</p> <p>(3) 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施していること。</p> <p>(4) 事業所における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。</p>
(新設) 高齢者虐待防止措置未実施減算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合に減算します。</p>
(新設) 業務継続計画未策定減算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合に減算します。</p>